	この事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。（注２３）	□
	接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	□
	再生可能エネルギー発電事業に関する情報について、経済産業大臣に対して正確に提供すること。	□
	当該太陽光発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも３０％について、当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。	□
	この再生可能エネルギー発電事業で用いる発電設備を処分する際は、関係法令（条例を含む。）を遵守し適切に行うこと。	□

	書類の種類	書類名	備考
添付書類	①住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本のいずれか（法人にあっては、法人登記簿謄本）（注２４）		
	②印鑑証明書（注２４）		
	③発電設備の設置場所に係る登記簿謄本（注２４）		
	④土地の取得を証する書類等（注２５）		
	⑤建物所有者の同意書（屋根設置の太陽光発電設備のみ）（注２６）		
	⑥発電設備の内容を証する書類（注２７）		
	⑦構造図（注２２）（注２３）		
	⑧配線図（注２８）		
	⑪接続の同意を証する書類の写し		
	⑫運転開始年月日等の証明書類（注２９）		
	⑬事業実施体制図（注３０）		
	⑭関係法令手続状況報告書（注３１）		
	⑮補助金確定通知書（注３２）		
	⑯その他１		
	⑰その他２		
	⑱その他３（注３３）		

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
（注２）　申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
　Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、
　Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、
　Ｉ：内閣府沖縄総合事務局
（注３）　申請者と同じ場合は、「申請者と同じ」と記載することでも良い。
（注４）　法人番号がある場合のみ記載すること。その際、国税庁から指定・通知される１３桁の法人番号を記載すること。
（注５）　再生可能エネルギー発電事業に係る業務を執行する社員（会社法第５９１条に規定する「業務を執行する社員」のことであり、いわゆる従業員とは異なる。）、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し当該業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。該当する者がいない場合は「なし」と記載すること。なお、項目欄が不足する場合、項目欄分は申請書に記載した上で、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。
（注６）　ＲＰＳ設備からの移行に係る事項を記載すること。また、ＲＰＳ設備について法第９条第１項の認定申請をする場合は、認定までにＲＰＳ設備の廃止の届出を行うこと。
（注７）　発電設備の出力は、当該申請に係る発電設備の定格発電出力を小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。なお、出力が１０ｋＷ未満となる場合は様式第２、出力が５０ｋＷ以上となる場合は様式第１により申請すること。
（注８）　全ての設置場所を記載すること。なお、項目欄に全て記載できない場合、記載できる分のみ記載し、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。
（注９）　太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」を記載すること。
　太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。
　　Ａ１：単結晶のシリコンを用いた太陽電池
　　Ａ２：多結晶のシリコンを用いた太陽電池
　　Ｂ：薄膜半導体を用いた太陽電池
　　Ｃ：化合物半導体を用いた太陽電池
　変換効率は実効変換効率を記載すること。太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。
　太陽電池の合計出力は小数第１位（小数第２位切捨て）まで記載すること。
（注１０）配線方法は、次の記号にて記載すること。
　　Ｚ：全量配線
　　Ｙ：余剰配線
（注１１）自家発電設備等の設置の有無を記載すること。蓄電池を設置する場合は、区分計量の可否も該当するボックスにチェックを付すこと。
（注１２）電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する方法を記載すること。なお、複数の電力量計を用いる場合など特殊な計量方法である場合は、計量方法が具体的に分かる書類を添付すること。
（注１３）当該申請に係る発電設備についての接続の同意を証する書類のとおりに正確に記載すること。
（注１４）運転開始済みの場合、備考欄の「運転開始済み」のボックスにチェックを付して、運転開始予定日の欄に運転開始年月日を記載すること。
（注１５）保守点検及び維持管理計画（点検内容及び実施スケジュール等）について、別紙として作成し、添付すること。
（注１６）調達期間において必要となる保守点検及び維持管理費用の見込みについて記載すること。
（注１７）解体等に要する費用を積み立てる方法は、外部積立てとなる。
（注１８）発電設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」又は「新エネルギー事業者支援対策費補助金」の受給を受けている場合は、補助金額確定通知書に記載されている受給額を記載すること。
（注１９）発電設備の設置場所を含む一の需要場所における自家消費や電気事業法に基づく特定供給を自家消費等という。既築建造物に発電設備を設置する場合については、当該設備を設置する一の需要場所における前年（法第９条第１項に基づく認定申請の日から遡って１年間）の電力消費量を証明できるものを併せて提出すること。
（注２０）右記の事項を遵守することに同意する場合には、ボックスにチェックを付すこと。
（注２１）事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。
（注２２）標識の掲示場所を構造図内で指し示すこと。
（注２３）当該申請に係る発電設備の周囲に柵塀がある又は設ける場合には、構造図内で指し示すこと。
（注２４）公的機関の発行する書類については、申請日より３ヶ月前から当該申請日までの間に発行された原本に限る。
（注２５）登記簿謄本上の所有者が事業者本人でない又は事業者本人を含む複数人である場合は、添付すること。